

事業計画書要旨

(施設名：群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ)

1 申請者名	群馬県社会福祉事業団及び群馬県聴覚障害者連盟の共同体
2 管理運営方針	<p>○当事者団体である県聴覚障害者連盟と共同で運営することにより、聴覚障害者の要望を反映させ最良のサービスを提供します。</p> <p>○平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことにより聴覚障害者のコミュニケーション保障の拡充が進むことが予想されます。こうした状況に対応するため、体制の整備を目指します。</p> <p>○意思疎通支援事業等市町村の必須事業へ様々な提案を行い地域活力の向上を目指します。</p> <p>○全国情報提供施設協議会の加盟施設として、加盟各施設と連携し、サービス向上に努めます。</p>
3 サービス等を向上させるための取組	<p>○ビデオライブラリーの貸出について、移動ライブラリーの時間延長やリクエスト対応など、随時見直しを行います。</p> <p>○ホームページの速やかな更新に努め、また情報誌「ハローコミプラ」の定期発行等により各事業のPRやリアルタイムな情報発信に努めます。</p> <p>○職員の資質及び専門性を高めるため、関係団体等の研修会に参加します。また、職員全員が手話で対応できるよう手話技術を習得しています。</p> <p>○意思疎通支援運営連絡会を基に市町村福祉課から聴覚障害者本人に各事業の情報が届くよう広報を強化します。</p>
4 利用者を増加させるための取組	<p>○聴覚障害者関連の書籍、雑誌、ビデオ等を収集し情報を提供します。</p> <p>○施設見学を積極的に受け入れ、一般県民への周知を図ります。また実習生を受け入れ手話通訳者養成に協力します。</p> <p>○市町村必須事業である意思疎通支援事業（手話通訳者及び要約筆記者派遣事業）の市町村での完全実施を目指し全市町村と委託契約締結を進めます。</p> <p>○聴覚障害者団体や関係団体が手話の収集保存等収録等の際、スタジオを貸し出し団体活動を支援します。</p>
5 施設・設備の維持管理及び修繕の取組	<p>○設備・備品等の利用者には利用上の留意事項を周知させ、利用後は職員が点検します。</p> <p>○ビデオ及び字幕制作装置等は専門知識を有する職員が定期的に点検します。また情報機器等は注意事項マニュアルを作成します。</p> <p>○修繕は県とリスク分担が定められています。また、毎年一定額の修繕費を計上し故障等に備えます。</p>
6 地域団体（住民）との連携や地域貢献への取組	<p>○コミュニケーションプラザの事業は全県が対象ですが、広域的な地域団体等を支援し地域貢献に努めます。</p>

7	環境保全に対する取組	○入居している県社会福祉総合センターがセンター全体として取り組んでいる冷暖房の調整等、環境保全の取組に協力します。						
8	自主事業	○指定管理業務以外の自主事業はありません。						
9	年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計(単位千円)	
	総収入	45,392	45,527	45,800	45,986	46,015	228,720	
	収支計画書	指定管理料	43,592	43,727	44,000	44,186	44,215	219,720
		その他	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	9,000
	総支出	45,392	45,527	45,800	45,986	46,015	228,720	
10	管理運営体制(組織及び人員の状況、障害者雇用の状況)	<pre> graph TD A[顧問(1) 県聴覚障害者連盟理事長] --- B[館長(1)] B --- C[常勤職員(5) 内手話通訳士(4) 内聴覚障害者(1)] B --- D[非常勤職員(2) 内手話通訳者(1)] </pre>						
11	その他							

- 注 1 申請書受付期間終了後、群馬県ホームページで公表します。
- 2 A4判2枚程度で事業計画書の該当項目を要約すること。
- 3 自主事業を行う場合は、収支計画書欄に自主事業を合算した数値を記載すること。